

## 仕様書

### 1. 件名

標準準拠システム（住民記録及び印鑑登録）導入に係る機器等の賃貸借業務

### 2. 業務概要

発注者において現在導入作業中の標準準拠システム（住民記録及び印鑑登録）において、導入作業に必要な対象物件（以下「賃貸借対象物件」という。）を借り受けるものである。

#### (1) 賃貸借対象物件

本業務に係る賃貸借対象物件は下表のとおり。賃貸借対象物件仕様は別項に示す。

| 物件番号 | 品目             | 数量 |
|------|----------------|----|
| 1    | 管理用パーソナルコンピュータ | 1台 |
| 2    | ソフトウェア及びライセンス  | 1式 |

### 3. 賃貸借期間

令和7年3月1日から令和12年12月31日まで（70月）

（翌年度以降の契約）

- (1) この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該業務の契約に係る発注者（以下「賃借人」という。）の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、賃借人はこの契約を変更し、又は解除できるものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。
- (2) 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者（以下「賃貸人」という。）に損害を及ぼしたときは、残存期間の支払予定額に相当する額を限度として、その損害を賠償しなければならないものとする。

### 4. 納入期限

令和7年2月28日まで

### 5. 納入場所

金沢市市民局市民課

石川県金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市第一本庁舎1階

### 6. 賃貸借対象物件仕様

本業務に係る賃貸借対象物件は次の仕様を満たすものとする。

## 物件番号 1 管理用パーソナルコンピュータ

Microsoft Windows 11 Professional 64bit がインストールされたものであること。

また、下記の項目の要件を満たすこと。

| No. | 項目                  | 要件  |
|-----|---------------------|---|
| 1.  | 本体                  | ノート型 PC   |
| 2.  | CPU                 | Microsoft Windows 11 Professional 64bit が動作すること。  |
| 3.  |                     | 最大動作クロック周波数 4.00GHz 以上  |
| 4.  |                     | コア数 4 以上、スレッド数 8 以上   |
| 5.  | 主記憶装置（メモリ）          | 16GB 以上   |
| 6.  |                     | 純正若しくは正常に動作することが確認されていること。  |
| 7.  | 補助記憶装置<br>（内蔵ストレージ） | 256GB 以上  |
| 8.  |                     | SSD であること。  |
| 9.  |                     | 内蔵ストレージに係る全ての情報を消去の上復元不可能な状態にする機能を有すること。機能を有さない場合は機器メーカーが提供する同様の機能を実現できるソフトウェア又はデータ消去に係る認証を受けた同様の機能を実現できるソフトウェアを添付すること。 |
| 10. | セキュリティ              | TPM2.0 が有効であること。  |
| 11. |                     | 盗難防止用ロック取付用のスロット（穴）を有すること。  |
| 12. | 有線マウス（USB）          | スクロール機能付きの正常に動作することが確認されているものを（台数分）添付すること。  |
| 13. | ポインティングデバイス         | マウス以外のポインティングデバイスを本体内に内蔵すること。   |
| 14. | USB インターフェース        | USB3.2Gen1 以上の規格に対応した Type-A を 2 ポート以上、Type-C を 1 ポート以上内蔵し、合計 4 ポート以上を内蔵すること。   |
| 15. | 有線 LAN              | 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応したインターフェースを内蔵すること。  |
| 16. | 液晶ディスプレイ            | 15.6 型の TFT カラー液晶を内蔵すること。   |
| 17. |                     | 内蔵液晶ディスプレイの解像度は 1920×1080 ドット以上であること。   |
| 18. |                     | 内蔵液晶ディスプレイの表面は非光沢（ノングレア又はアンチグレア）であること。  |
| 19. | 外部ディスプレイインターフェース    | HDMI（タイプ A）形式のインターフェースを内蔵すること。  |

|     |              |  |
|-----|--------------|--|
| 20. | キーボード        | 日本語配列キーボードを内蔵すること。   |
| 21. |              | テンキー付キーボードであること。   |
| 22. | バッテリー及び電源    | AC100V 対応の電源ケーブル及び AC アダプターを（台数分）添付すること。   |
| 23. |              | バッテリーを内蔵すること。  |
| 24. | Web カメラ      | 解像度 90 万画素以上の Web カメラを内蔵すること。  |
| 25. | マイク 及び スピーカー | マイク 及び ステレオスピーカーを内蔵すること。   |
| 26. | 初期化機能        | Microsoft Windows 11 Professional 64bit が最低限インストールされ、その他については本物件メーカーの定める初期状態（以下「初期出荷状態」という。）に戻す機能を有すること。 |
| 27. |              | 初期出荷状態に戻すための外部メディアを作成することができる、又は外部メディアを添付（最低 1 組）すること。   |
| 28. | その他          | グリーン購入法に適合していること。  |
| 29. | 例示品          | Dynabook 株式会社製 Dynabook B55/LW<br>富士通株式会社製 LIFEBOOK A5513/R  |

## 物件番号 2 ソフトウェア及びライセンス

ソフトウェア一式は下表のソフトウェア、ライセンス及びメディアについて、下表に指定する数量で構成されるものとする。

| No. | 名称                                   | メーカー      | 数量  |
|-----|--------------------------------------|-----------|-----|
| 1.  | MICJET 住民記録 V10.1 基本                 | 富士通 Japan | 1 式 |
| 2.  | MICJET イメージ処理ライブラリ V2                | 富士通 Japan | 2 式 |
| 3.  | MICJET 住民記録 V10.1 除票オプション            | 富士通 Japan | 1 式 |
| 4.  | MICJET 住民記録 V10.1 個人番号カード交付進捗管理オプション | 富士通 Japan | 1 式 |
| 5.  | KUIN 住所検索ライブラリ V1.1                  | 富士通 Japan | 1 式 |

## 7 賃貸借に係るその他要件

賃貸借対象物件の仕様以外の事項について、本業務は以下の要件を満たすものとし、賃貸人は必要な作業を実施するものとする。なお、必要な作業を実施するための費用については賃貸人が負担（本契約の賃借料に含む）するものとする。

### (1) 賃貸借対象物件一般

- ア 賃貸借対象物件については、十分に検証を実施したものを納品すること。
- イ 賃貸借対象物件に欠陥が発見された場合は、直ちに対応を行うことができるものであること。
- ウ 賃貸借対象物件に初期不良が発生した際は、賃借人と協力し速やかに対処すること。
- エ 賃貸借対象物件は賃貸借期間中において、メーカーからの技術情報提供、故障交換部品提供等の継続が見込めるものであること。
- オ 賃貸借対象物件に対して賃貸借期間中において、賃貸人所定の動産総合保険を付保すること。
- カ 賃借人が賃貸借対象物件を使用するにあたり必要となる手続き等について、遅滞なく実施すること。
- キ 物件番号2に示すソフトウェアのうち、賃貸借期間終了後においても賃借人による継続使用に係る使用権の設定が可能なもので、継続使用に係る追加的使用権の購入が必要になる等の追加経費が発生しないものについては、賃貸借期間終了後における発注者による継続使用を可能とすること。
- ク 賃借人が賃貸借対象物件について、賃貸借対象期間の終了後も継続して利用する意思を示した場合、協議に応じること。賃貸借対象期間の終了後も継続して利用することに賃借人と賃貸人が同意した場合、賃貸借対象期間の終了後においても、賃貸借対象物件の撤去及び搬出は不要とする。
- ケ 賃貸借対象物品は、本契約に係る入札の執行時点において未使用のものであること。したがって、中古又は中古部品を使用したものは一切認めない。
- コ 不明な点は賃借人と協議すること。

### (2) 賃貸借対象物件の搬入及び設置等

- ア 賃貸借対象物件の納入場所への搬入及び設置は、賃貸人の責任と負担において行うこと。
- イ 搬入ルート、搬入日時等については賃借人の指示に従うこと。
- ウ 機器の搬入については、十分な知識と技術を持った作業員が行うこと。
- エ 賃貸借対象物件の搬入、組立の際に不要となった梱包材等は賃貸人が責任を持って処分すること。

(3) 賃貸借対象物件の搬出等

- ア 賃貸借対象期間の終了後、賃貸借対象物件について納入場所から搬出を行い、解体や設置場所からの撤去等の費用を含め、受注者が責任を持って処分すること。
- イ 搬出作業日、搬出ルート、搬出日時等については賃借人の指示に従うこと。
- ウ 搬出には、廃棄（産業廃棄物処理等）も含むものとする。
- エ 各物件に補助記憶装置が取り付けられている場合、賃借人側における補助記憶装置の完全消去作業を原則実施することを前提とする。なお、賃借人側における補助記憶装置の完全消去作業実施の有無にかかわらず、賃貸借が終了した機器の補助記憶装置については、補助記憶装置自体を物理的に破壊すること。物理的に破壊したことについて、賃借人側に証明書を提出すること。